

所沢市議会議員定数条例の一部を改正する条例

所沢市議会議員定数条例（平成13年条例第56号）の一部を次のように改正する。

本則中「36人」を「37人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、本則の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（経過措置）

- 2 当分の間、所沢市議会の議員の定数は、本則の規定にかかわらず、33人とする。